

2.1.5 労働安全衛生法に基づく表示・文書交付について

ロックウールは、労働安全衛生法施行令別表第9記載の「314 人造鉱物繊維」に該当するため、ロックウール製品販売時には、ラベル表示、安全データシート（SDS）の交付が必要となります。また、製品を購入して取り扱う場合は、作業者にSDSの内容を周知するとともに、化学物質リスクアセスメントを実施が義務付けられました。

(1) ラベル表示

ロックウール及びロックウールが1%wt.以上含有している製品（以下、ロックウール製品）には、平成28年6月1日より労働安全衛生法でラベル表示が義務付けられています。ただし、バインダー等で処理されたものは、ラベル表示の適用除外となります。

① ロックウール原綿（バルク）、吹付けロックウール、吹込みロックウール断熱材の場合

【ラベル表示対象】

[表示内容 1]

 注 意	
内 容	① 多量に、長時間ロックウールを吸入すると、呼吸器系に障害を生じるおそれがあります。 ② 皮膚に対して、一時的に炎症を生じることがあります。
回 避 手 段	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;">   </div> <div> ① 切断は、カッターナイフ等の手動工具を使用してください。なお、電動工具による切断を行う場合は、局所排気装置・除じん装置を設置してください。 ② 取扱いに際しては防じんマスクを着用してください。 ③ 長袖の作業衣及び保護手袋を着用してください。また、必要に応じて保護眼鏡を使用してください。 ④ 廃棄する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い「がれき類」又は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」として処理してください。 </div> </div>

【会社名】【住所】【電話番号】

ロックウール工業会では、上記以外の製品についても、ラベルを自主的に表示しております。

② バインダー使用の保温材関係製品の場合 【ラベル表示適用除外】

[表示内容 2]

 注 意	
内 容	① 多量に、長時間ロックウールを吸入すると、呼吸器系に障害を生じるおそれがあります。 ② 皮膚に対して、一時的に炎症を生じることがあります。 ③ 有機バインダーを使用しているため、高温下で初期使用する場合は、一時的に有機性ガスが発生する恐れがあります。
回 避 手 段	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;">   </div> <div> ① 切断は、カッターナイフ等の手動工具を使用してください。なお、電動工具による切断を行う場合は、局所排気装置・除じん装置を設置してください。 ② 取扱いに際しては防じんマスクを着用してください。 ③ 長袖の作業衣及び保護手袋を着用してください。また、必要に応じて保護眼鏡を使用してください。 ④ 高温で初期運転する場合は、必ず換気を行ってください。 ⑤ 廃棄する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い「がれき類」又は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」として処理してください。 </div> </div>

③保温材以外の製品(化粧吸音板、住宅用断熱材、農材など)の場合 【ラベル表示適用除外】

[表示内容 3]

 注 意	
内 容	① 多量に、長時間ロックウールを吸入すると、呼吸器系に障害を生じるおそれがあります。 ② 皮膚に対して、一時的に炎症を生じることがあります。
回 避 手 段	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;">   </div> <div> <p>① 切断は、カッターナイフ等の手動工具を使用してください。なお、電動工具による切断を行う場合は、局所排気装置・除じん装置を設置してください。</p> <p>② 取扱いに際しては防じんマスクを着用してください。</p> <p>③ 長袖の作業衣及び保護手袋を着用してください。また、必要に応じて保護眼鏡を使用してください。</p> <p>④ 廃棄する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い「がれき類」又は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」として処理してください。</p> </div> </div>

(2) SDS 交付

ロックウール製品には、労働安全衛生法により、初回販売時の SDS 交付が義務付けられています。

(3) SDS 内容の周知とリスクアセスメントの実施

ロックウール製品を取扱う場合には、SDS の内容を作業者に周知することが義務付けられています。また、使用にあたり化学物質リスクアセスメントの実施が平成 28 年 6 月 1 日より義務付けられます。

化学物質リスクアセスメントとは、当該化学物質の有害性、使用状況（量、頻度）、及び、ばく露状況から、将来的な健康障害の可能性を評価するものです。健康障害の可能性が高いと見積もられた場合には、必要な措置を講じることが努力義務となります。

化学物質リスクアセスメントの詳細は、中央労働災害防止協会のホームページをご参照ください。

<https://www.jisha.or.jp/chemicals/management/about02.html>